

広島県告示第八百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和六年十月十日までの間、縦覧に供する。

令和六年九月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道庄原東城線	庄原市東城町東城字五本ヶ岳山五〇〇七番二地先から庄原市東城町川西字新丁三一一番一六地先まで	令和六年九月二六日